佐倉市補助金等交付基準

I 趣旨

佐倉市の行う補助金等の交付について、更に透明性と公平性を高めるとともに、適正で効果的な施策の展開をはかるため、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」(平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。)に規定するほか、補助期間や補助率など補助事業の指針として、次のとおり補助金等交付基準を定める。

Ⅱ 定義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合において、 交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金で、地 方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分(第 15 条関係)において 19 節負担 金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付するもの (国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等を除く。)をいう。

Ⅲ 交付期間

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3年を期限とする。(※1)
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。
 - (※1) 平成24年度以降に実施する補助事業にあっては、補助金等の交付期間は、平成27年3月31日を期限とすること。

W 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団 体	①事業費	市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実 施に金銭的な援助が必要な場合	
	②運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当 たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合	
(2)個人等		上記以外の格差是正、個人の経済的負担軽減や一定 の行為への誘導のために金銭的な援助が必要な場合	

V 交付基準

1. 共通基準

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、公益上 必要がある場合に補助を行うことができるとされているが、佐倉市においては、次の 共通基準に当てはまる場合にのみ補助金等を交付するものとし、同一ないし類似目的 の補助金等については、整理・統合を図るものとする。

(1) 公益性 · 公共性	①補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。 ③行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。
(2) 公平性	①他の制度・事業・補助金、あるいは補助対象外とのバランス・整合性 を踏まえていること。
(3) 効果性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。
(4)	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。
適格性	②団体等の会計処理及び使途が適切であること。
	③補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。
	④補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

2. 分類別交付基準

原則として、補助金の額及び条件は、次に定めるとおりとする。なお、事業の受益者(行政等の参加者を含む)に対し、受益に応じた適正な負担を求めていないと認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

(1) 市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの

分類	区 分	交付基準
①市が依頼する事務処理に対する報償的な財	·団体(事業費)	•所要額
政支援(交付金)	•団体(運営費)	7月女帜
2-1	•団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
市との連携により実施する事業への財政支援		・補助率2分の1以内 ^(※2)
(行政からの働きかけで組織された団体、市域	•団体(運営費)	・団体設立後5年を経過して
を包括する組織等に対する補助)		いないこと。
②-2 分類②-1のうち、施策上、特に必要であるた	•団体(事業費)	•所要額
め、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は 団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施 するもの。	•団体(運営費)	•所要額
③-1 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)	・団体(事業費) ・個人等	・補助率2分の1以内 ^(※2)
百光、防等07/28707 <u>州</u> 以义货(间及闸切)	•団体(運営費)	・補助率2分の1以内(**2) ・団体設立後5年を経過していないこと。
③-2 分類③-1のうち、施策上、特に必要であるた	•団体(事業費)	•所要額
め、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は 団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施 するもの。	•団体(運営費)	•所要額
4-1	・団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)	•団体(運営費)	・補助率2分の1以内(**2) ・団体設立後5年を経過していないこと。
④-2 分類④-1のうち、施策上、特に必要であるた	・団体(事業費)	・所要額
め、補助率2分の1を超えて設定するもの、又は 団体設立後5年経過以降も運営費補助を実施 するもの。	•団体(運営費)	•所要額

⑤特別な負担を強いられている特定市民への	·個人等	•所要額
弁償的な財政支援		
⑥一定水準の市民生活を保障するための財政		•所要額
支援(扶助費的性格の強いもの)		・所得要件を設けること。
⑦政務調査費	・団体(事業費) ・個人等	•所要額

- (※2) 1. 国又は県の事業として実施されるもので、国又は県それぞれの補助事業の規定を準用した場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
 - 2. 一定の基準により不特定多数に対して少額(概ね 5 万円未満)を交付する奨励金等の場合は適用しない。

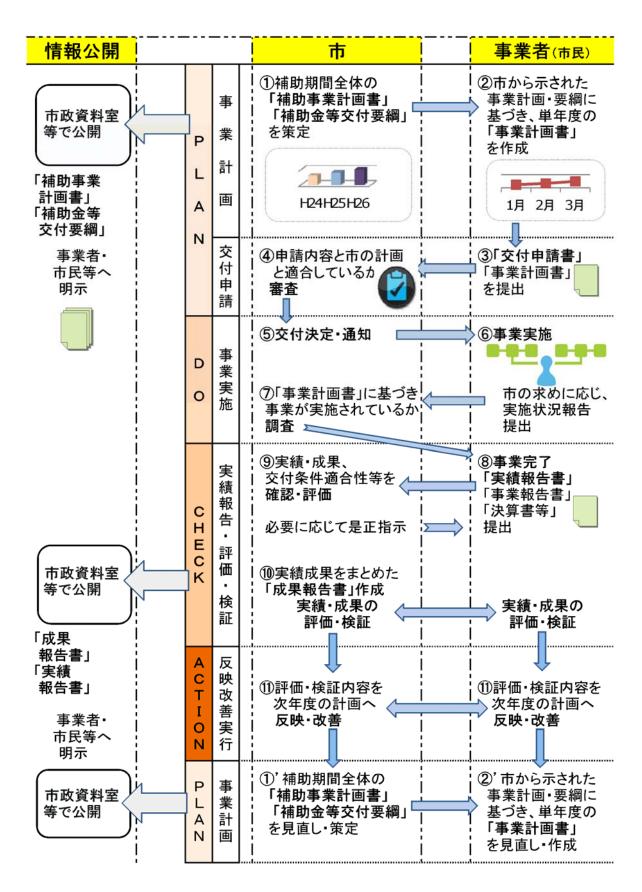
(2) 市民から提案する公共サービスを実現するためのもの

分 類	区分	交付基準
①市民自ら企画、提案・実施する公共サービス を支援するもの	·団体(事業費) ·個人等	・2分の1以内

VI 事業管理

1. 補助事業の流れ

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO CHECK ACTION) に基づき、次の手順により行うものとする。



附則

- ・この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- ・佐倉市補助金等交付基準(平成15年5月26日施行)は廃止する。
- ・この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附則

・この基準は、平成21年4月1日から施行する。(20 佐財第526号)

附則

・この基準は、平成22年6月1日から施行する。(22 佐財第156号)

附則

・この基準は、平成24年4月1日から施行する。(23 佐財第612号)